

# 活動記録簿

会派・議員名

藤田菜里

年	月	日	2016年6月12日			
場	所	エル・おおさか				
集	会	名	みんなで保育・子育てを考える集会			
参	加	者	氏	名	藤田菜里	
目的・内容・結果等		<p>第48回 みんなで保育・子育てを考える集会に、2015年4月からスタートした「子ども・子育て支援新制度」の内容と、大阪府下で起きている課題について学習するために参加した。保育が市場化され営利目的の企業参入が進め中、「権利としての福祉」から「買う福祉へ」と転換が図られ、保育にもさまざまな格差が持ち込まれる流れにあることがわかった。</p>				
活動に要した経費		行	先	利用交通機関	利用区間	金額
		京阪天満橋駅		京阪電車	交野市～天満橋	700円
						円
						円
						円
						円
						円
						円
		経費内容	金額	内		訳
		参加費	✓ 1500円	内訳:		
	円	内訳:				
	円	内訳:				
	円	内訳:				
	円	内訳:				
合計	✓ 2200円	内訳: 参加費、交通費				
備	考					

往



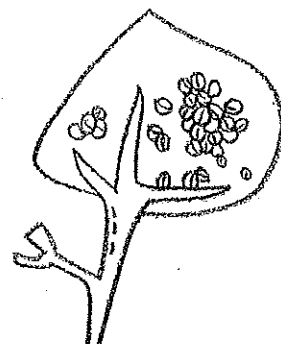
第48回

# みんなで保育・子育てを 考える集会 要綱

2016年

6月12日(日) 10:00~16:00

エル・おおさか/ドーンセンター



第48回 みんなで保育・子育てを考える集会に参加のみなさん、  
ごくろうさまです！この集会は文字通り参加者と要員等、みんなにで作る集会です。

- タバコは決められた場所で喫煙してください。
- ゴミは持ち帰って下さい。
- 本部は以下の教室です。お困りのことがあれば、本部にご相談ください。  
・エルおおさかの本部は5階「研修室1」です。ドーンセンターの本部は4階「小会議室」です。
- お弁当券をお持ちの方は朝のうちに受付で引換券と交換してください。  
お弁当はそれぞれの本部でお渡しします。(お弁当の空き箱は決められた場所に捨ててください)
- 「ちいさいなかま」「大阪保育運動連絡会加盟」などのお申込みは受付で行っています。
- 第48回全国保育団体合同研究集会(8/20~8/22 島根)に参加しましょう。お申込み、お問い合わせは大阪保育運動連絡会へ
- ドーンセンター4階「中会議室」は子どものおもちゃを用意しています。休憩などにお使いください。

事務局：大阪保育運動連絡会 大阪市中央区谷町7丁目2-2-202 Tel.06(6763)4381

第48回みんなで保育・子育てを考える集会実行委員会(全国合研大阪実行委員会)

大阪保育研究所・大阪保育問題研究会・全国福祉保育労働組合大阪地本本部・全大阪労働組合総連合・大阪自治体労働組合総連合・大阪母親大会連絡会・新日本婦人の会大阪府本部・障害者(児)を守る全大阪連絡協議会・全国障害者問題研究会大阪支部・大阪学童保育連絡協議会・社会福祉施設経営者同友会・大阪保育運動連絡会

交野市 → 天満橋 2016年06月12日09:30到着

08:58発 → 09:29着 31分(乗車28分)



乗換:1回

24.9km

IC優先:350円 定期券 通勤:1か月 13,340円 / 3か月 38,020円 / 6か月 72,040円

08:58	交野市	乗車位置:前/後[4両]
5駅	京阪交野線・枚方市行 1番線発-6番線着	350円
09:08着 09:11発	枚方市	
2駅	京阪本線特急・淀屋橋行 4番線発→4番線着	
09:29	天満橋	

領 収 証

藤 田 様 2016 年 6 月 12 日

★ 7,500 -

但 中48回みんぽで集会参加費  
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

コクヨ ウケ-1048

〒542-0012 大阪市中央区谷町7丁目2-2-202

大阪保育運動連絡会

TEL 06-6763-4381 FAX 06-6763-8599

学習と交流

子ども・子育て支援新制度の内容及び課題

佛教大学・杉山 隆一

はじめに一講義の目的

- ・新制度に至る経過から見えてきたこと
  - \* 新制度が実施され一年が経過、この間、様々な問題が発生している
  - \* 新制度の仕組みを理解し制度が生み出す課題点を確かめていく
- ・新制度の改善課題を探る
- ・子どもの保育を受ける権利の実現のために取り組むべき課題を提起する

【1】新制度(子ども・子育て関連3法)の内容

- (1) これまでの制度の基本一憲法と児童福祉法を基本とした制度一
  - ① 市町村の責任で保育を保障する
    - ・児童福祉法 24 条 1 項にもとづく責任
  - ② 保育保障のための費用は公的に保障
    - ・国・都道府県・市町村が最低基準を維持する費用を負担する
  - ③ 保育所の基準の維持と向上
    - ・最低基準の遵守と向上努力義務(児童福祉法 45 条 3、4 項)
  - ④ 保育所制度=子どもの保育を受ける権利と保護者の働く権利の同時保障の役割を果たす
    - ・地方自治体が保育所の増設(公私による)や保育の充実(独自の基準)をすすめてきた
- (2) 新制度に至る経過と改革のポイント(資料1)
  - ① 1980年代からの改革方向
    - ・厚生省児童家庭局長の私的諮問機関「保育問題検討会」での改革提案(1993~1994)
      - \* 措置を廃止し直接利用契約に転換
      - \* 両論併記で結論出す
  - ② 社会福祉法基礎構造改革による「措置から契約へ」「福祉の市場化」による制度改革(2000)
    - ・「措置から契約へ」=公的責任の縮小と自己責任の強調
    - ・「事業主体の多様化」による福祉の市場化」=営利法人の参加と拡大
  - ③ 経済成長戦略の中にも位置づける(2000~)
    - ・経済成長のエンジンとして保育を位置づける=保育の産業化(福祉・保育・医療)
    - ・産業化するための環境整備をすすめる
      - \* 規制緩和による「権利としての福祉」から「買う福祉」と転換を図る
      - \* 契約による市場化への条件整備→企業の参入規制の緩和
      - \* 社会福祉法人パッシングと社会福祉法人改革(企業とのイコールフッディング)
      - \* 税制における社会福祉法人の優遇措置の見直しを提案
  - ④ 社会保険審議会少子化対策部会
    - ・厚労省と福祉改革としての保育制度改革(2008)
      - \* 制度改革は保育所制度を対象とした
      - \* 新しい保育メカニズム=直接契約の導入
    - ・民主党政権による「子ども・子育て新システムに関する基本構想」(2012)
      - \* 幼保一体化、直接契約、保育の市場化・産業化の方針
      - \* 幼児教育(幼稚園)を制度改革に含めた点が「新しい保育メカニズム」と異なる

⑤法律制定に当たり自・公・民三党協議による修正協議

・児童福祉法 24 条 1 項の復活=市町村の保育実施義務

・子ども園法案の取り下げと認定子ども園法改正

\* 「新システム」は総合子ども園への移行の強制(保育所)

・子ども・子育て支援新制度では認定子ども園への移行は強制しない

⑥ 新制度の財源

・社会保障と税の一体改革により消費税増税により確保

- \* 保育分野に 0.7 兆円投入(2015 年度は 0.51 兆円)
- \* 0.2 兆円の不足の中で制度実施

・新制度で財源増だから新制度を評価する傾向も生まれる

- \* 新制度の仕組みの概要と特徴→その 1 - (資料 2、3)

→多様な施設事業と現金給付ならびに多様な利用手続き一

① 保育の実施から給付に転換

・保育の実施=保育を提供する=現物給付

・給付=現金を利用者に個別に給付する(利用者個別給付金=利用者の保育料補助金)

・子どものための教育・保育給付

\* 施設型給付

\* 地域型保育給付

\* 児童手当

・子ども・子育て支援事業

\* 延後保育、子育て支援、病児・病後児保育、放課後児童健全育成事業など

13 事業

・仕事と子育て両立支援事業

\* 子ども・子育て支援法 59 条の 2 を新設

\* 企業主導型保育事業を実施

② 直接契約と給付制度の導入(資料4)

・直接契約

\* 利用の決定(申し込み受付・契約の可否)に市町村は関与しない

→当事者間の合意による

\* 保育料一施設・事業者が徴収

・給付制度

\* 利用者補助(事業者の代理受領)

\* 使途規制なし

→保育費用の保障としての機能は弱くなる

→事業者の自由度が高くなる=一人件費への投入において事業格差が生まれる

⇒営利企業が参入しやすくなる

⇒職員の人件費格差や保育条件の格差⇒保育の質の低下

⇒運営費に占める割合 社会福祉法人(運営費の 70%)

企業(運営費の 50%程度)

③ 保育所制度(児童福祉法 24 条第 1 項を中心)

・市町村の保育実施責任(保育の委託)と市町村の保育料徴収

・市町村に申し込み、市町村による入所決定

・保育費用は委託費として公定価格全額を施設に支弁

\* 使途制限あり

\* 保育に要する費用の保障

④ 多様な施設・事業による給付と保育格差の発生(資料5)

・施設・事業の種類

\* 施設(施設型給付)・・・認定子ども園・幼稚園・保育所

今後、これがどつり発展していくか、  
これは市町村が 70%、  
企業 50%

- \* 事業 (地域型保育給付)・・・家庭型保育、小規模保育、居宅訪問型、事業所内
  - \* 新制度に入らない幼稚園 (私学助成型)
  - \* 認定ことも園一切保連済・幼稚園型・保育所型・地方教員型
  - \* 保育所以外の施設及び地域型保育は契約方式
  - \* 施設・事業で保育条件に格差がある
  - \* 小規模保育事業・A,B,C型
- ⑤ 認可に加えて市町村による確認が必要
- ・確認により特定教育・保育施設、特定地域型保育事業 (家庭型保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型事業) として現金給付 (代理受領) の対象となることができる
  - ・確認のポイント

\* 認可定員≧利用定員 (1号、2号、3号の合計)

\* 認可定員<利用定員 (2年連続の場合、公定価格の減算措置 (3%減額))

(4) 新制度の仕組みの概要と特徴→その2

①入所の仕組みが変わる

→ 保育園の時間管理は続いた業務に  
 かわりに、

- ・市町村による保育の必要性と必要時間 (月単位) の認定と認定証の交付
- ・必要性の事由・10項目 (同居の祖父母のあつかりについて)・育児休業の取り扱い
- ・必要量・・教育標準時間 (4H)、保育標準時間 (11H)、保育短時間 (8H)
- ・月単位であるが、事業者向けFAQでは施設・事業者が保育時間を設定する

- \* 例: 保育短時間の場合 9時から17時など
- ・利用者は認定書を所持して市町村に利用の申し込みをする
- ・市町村は申し込みを受けて「利用・調整・あつせん」を行い、施設・事業者が決まる
- \* 利用者はずべて「利用・調整・あつせん」の経過をたどる
- \* 新制度に入らない幼稚園は「利用・調整・あつせん」の対象外

- (3) 給付費の種類と算定と経費負担 (資料6)
- ①国は施設・事業種別ごとに公定価格を定める
- ・公定価格・・・児童一人あたりの1カ月間の給付に必要な費用
  - ・価格設定の要件と算定
    - \* 子どもの年齢、保育の必要度、地域などを考慮して内閣総理大臣が定める
    - \* 施設型給付費 (地域型保育給付費) = 公定価格 - 保育料
    - \* 保育料・・・世帯の所得の状況を考慮して内閣総理大臣が定める額に基づき市町村が定める額一応負担の原則を適用
  - ・給付費の国及び自治体の財政負担 (資料7)
    - \* 施設型給付費
      - 公立は市町村が100%負担 (地方交付税措置)、私立は国二分の一、都道府県・市町村それぞれ四分の一
      - \* 地域型保育給付費
        - 公私とも国二分の一、都道府県・市町村それぞれ四分の一

- ・教育と保育の定義
  - \* 保育を教育と養護に分解
    - ・この法律で教育とは、満3歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法第6条1項に規定する法律に定める学校においてなされる教育をいう (子ども・子育て支援法第7条2項)
    - ・保育とは「養護および教育」であるが (児童福祉法第39条の2第1項に規定する満3歳以上の幼児に対する教育を除く) (児童福祉法第6条の3第7

ここの定義が必要である。やりはせりはるの...

- ① 給付費の問題 (資料7)
  - ・3歳児・・・20:1⇒15:1にすると加算
  - ・幼稚園の公定価格より保育所の公定価格が低い⇒4時間と8時間の差がほとんどない
  - ・幼稚園にある「チーム保育加算」が保育所では不十分
  - ・人件費が低く認定されている

(4) 児童福祉法改正と保育所一運動が勝ち取った児童福祉法24条1項

①児童福祉法の改正

- ・児童福祉法24条の復活
  - \* 1項・・・市町村の保育実施義務
  - \* 第2項「市町村は・・・認定ことも園、家庭的保育等を整備して保育を確保する措置を講じなければならない」
- ・児童福祉法24条1項により民間保育所が子ども・子育て支援法から児童福祉法へ移行
- \* 市町村は民間保育所に保育を委託し、委託費を支弁する
- \* 支援法27条は適用しないことになり、個人給付 (代理受領) ではなく、保育園への施設補助となる
- \* 直接契約ではなく市町村の保育の委託となる
- ・24条第2項の意味は
  - \* 2項は、支援法による直接契約と保護者への施設型給付費の交付 (代理受領) → 行政処分が
  - ・市町村は保護者の申し込みを受けて「利用・調整・あつせん」を行う
  - ・その結果、認可保育所の利用と認定ことも園・地域型保育事業の利用に分かれる

②入所と市町村の「利用・調整・あつせん」の意味 (資料8)

③ 利用調整) についての理解

- ・国は「自治体向けFAQ」で法的性格を説明
  - \* 直接契約の施設であっても、利用調整の結果は事実上入所の可否を左右するものあり、行政処分性がある
  - \* 保育の委託施設でも契約施設であっても市町村の「利用・調整・あつせん」は「行政処分 (性)」です。契約施設 (認定ことも園、家庭的保育事業等) でも入所については市町村が責任を持つ
  - \* 市町村は、保育施設の入所について責任があり、入所できない場合にも保護者の意向をふまえて入所できるようにする責任がある
  - \* 「利用・調整・あつせん」は、行政処分であるなら保護者は、市町村の入所処分について異議申し立てが可能
- ・利用調整は「当分の間」実施⇒「当分の間」が終了すると24条2項に入所すると24条第1項の形骸化を招く⇒市町村の保育実施義務の形骸化

④ 「利用調整」の受け皿をどうするか⇒保育所・幼稚園の認定ことも園化と地域型保育事業の拡大

⑤

- ・認定ことも園・地域型保育 (小規模保育—3歳未満) への移行促進
- ・国による私立幼稚園の認定ことも園への移行促進
- ・市町村が策定する事業計画に認定ことも園・小規模保育事業による供給を盛り込む
- ・市町村の認可権限を生かした地域型保育給付事業者とくに小規模保育事業や家庭的保育事業の拡大
- \* 規制緩和で条件を緩めて拡大を図る

例: 小規模の場合、B型では保育士資格者 1/2 以上

児童福祉法第6条の3第7項は預かり保育の規定をした条文

\* 教育・・・学校教育としての教育 保育・・・養護一世話

\* 保育一福祉と教育の融合の解体、学校教育化

入れていく

。2018年保育制度変更案をめぐって

施設整備に必要経費

- ① 企業による保育所・認定こども園・小規模保育事業への参入
  - ・地方裁量型は認可外保育所で定員20人以上が条件
    - \*企業が認定こども園として参入する一施設型給付費の交付対象
  - ・保育所型も企業参入ができる
  - ・小規模保育事業も企業参入が可能となる一地域型保育給付費として公費助成
  - \*小規模保育事業(6~19人)

【2】新制度の問題点一保育格差の拡大・利用負担の増加・市町村の保育責任をあいまいにする

- (1) 入所の問題一保育時間の認定
  - ① 複雑な仕組みとなる一必要書類が多く申請の負担が重い
    - ・2段階の入所
    - ・幼稚園だけは内定を前提とした幼稚園とした申請と認定
  - ② 短時間認定の問題
    - ・施設が保育時間を9時から17時と決める→他の枠をずれると延長保育料
  - ③ 保育の必要性が同じでも認定こども園を第一希望にすれば優先入所
  - ④ 育児取得時の上の子の保育一所沢市一
    - ・19 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校教育学前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業(略)を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められる場合(子ども・子育て支援法施行規則一保育の必要性の事由)

(2) 利用者負担が重くなる (資料9)

- ① 保育料・世帯所得の所得状況を考慮して内閣総理大臣が定める額に基づき市町村が定める額
- ② 心能負担の原則を適用一幼稚園の保育料も均一から心能負担へ
- ③ 国の示す保育料は高額で短時間と短時間では差があまりない
- ④ 自治体は国基準より低く設定
  - ・自治体により国基準に近づけるところでもでてくる一軽減のための財政措置を見直す
  - ・保育料以外の負担は保護者の同意のもとで取れる仕組み
  - ・日用品・文房具、特別な保育、バス代、3歳以上の主食、制服等など
  - ・年少扶養控除の廃止(5年前に廃止されたが経過措置として継続してきたが経過措置が切れた)に丁大幅な保育料の値上げが発生
    - \*自治体によって対応が異なる一東京都国立市は年少扶養控除の継続
- ⑤ 保育料以外の負担による保育に差別が生じないようにするために
  - ・保護者が支払うべき物品の購入に要する費用・行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業(子ども子育て支援法59条1項3号)

(3) 保育者の処遇はどうなる

- ① 現金給付により全費用に占める人件費の割合が低下する一企業保育における人件費比率
  - ② 公定価格に占める人件費が低い
    - ・人件費改善は新制度では0.85%増加
  - ③ 子育て支援員の創設により保育士の人件費はより低くなる
    - ・専門性もあいまいとなる
- (7) 課題
- ・保育単価分析表(2014年度まで全国私(保連作成)で人件費が算定されていた2015年度も「保育単価分析表」を交付
  - ・公定価格では人件費は算定できるが(処遇改善費により)正確かどうか不明
  - ・保育標準時間の保育が可能となるか不明一可能ではないという研究もある
  - ・職員の配属基準の抜本的改善

・正規保育士の比率を高める

【2】認定こども園改正法による認定こども園の概要と課題

- (1) 認定こども園の新法による相違(資料10)
  - ① 幼保連携型認定こども園
    - ・単一の認可と指導監督の一本化
    - ・財政措置は施設型給付に一本化
    - ・設置主体は園、自治体、学校法人、社会福祉法人(株式会社は除く)保育士も専ら保育士
    - ・他の認定こども園
      - ・施設体系は旧認定こども園
      - ・財政措置は施設型給付費に一本化
  - ② 新認定こども園の利用定員と認定区分の関係(資料)
  - ③ 幼保連携型
    - \*号認定は必ず認定(2号)
    - \*1号と3号は定員を算してないことも可能
    - \*保育所型
      - \*1号認定の設定も可能

民間保育士はどきどき、その心配(は、福祉も教育の) → 株式会社は除く

3 待機児童解消には足りないのでは

(2) 幼保連携型認定こども園はどんな施設

- ① どのような施設なのか
  - ・幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設と学校としての両方の機能を持つ施設
  - ・児童福祉法39条の2に規定
    - \*幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の幼児に対する教育(略)及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一体的に行い・・・心身の発達を助長することを目的とする施設
    - \*幼保連携型認定こども園は、この法律に定めるもののほか、認定こども園法に定めるところによる
  - \*認定こども園法第2条⑧と第9条に規定
  - \*認定こども園法では、教育基本法第6条第1項に定める学校で行う教育を行う施設として自己規定
- ② 保育条件が保育所より低下する施設
  - ・学校としての法的性格付けが不明な施設一本来は学校教育法第1条に書き込むもの
  - ・保育条件が保育所より低下する施設
    - ・認定こども園 1学級35人(3, 4, 5歳)
    - ・保育所 3歳20:1, 4, 5歳 30:1
  - ③ 保育時間の異なる子どもが同一施設で保育を受けることの問題
    - ④ 規模が大規模化
      - ・200~250人が平均で400人や600人の施設もある
      - ・大規模による保育者と子どもの関係はできるのか一保育者と子どもひとりひとりとのコミュニケーションが成立し維持できるのか
      - ・子どもを丸ごと受け止めることはできるのか
      - ・子どもの興味・関心・意欲にこたえる「ゆたたりとしたかわわり」は可能か
      - ・指示的保育にならないか
- ④ 保育士と幼稚園教諭の文化の相違一共通認識を獲得するのは難しい
  - ・保育終了後の時間の使い方一8時間保育をする保育士と明日の準備をする幼稚園教諭
  - ・年末の保育は
- ⑤ 夏休みのある子どもとない子どもが一緒に施設における保育は
  - 1号認定の子は夏休みがある長期休み中に保育を受け、場面に、お金が発生する。
- (3) 改善を目指すことは「幼保一元化」なのか
  - ① 一元化とは

- ・一元化とは所管・施設基準・利用方式・財源などが制度として一本になっていること
- ・理念の統一
  - \*教育と保育の分離ではなく「保育」という理念を確立する
  - ・保育の制度や基準を統一すること
  - \*幼稚園制度と保育所制度や基準の統一のための議論が必要
  - ・保育の平等保障

② 新制度は多元化

- ・保育所、幼稚園、認定こども園、私学助成型認定こども園、地域型保育事業など多元化
- ・保育基準の多元化
- ③ 保育制度改革は一元化になるのか
  - ・保育多元化を制度とした固定化した
  - ・質の高い教育と保育の提供と互換するが
    - \*量対拡大を基本とした制度設計
    - \*質は問われない⇒質の低下

(6) 新制度における緊急の課題

- ①24条1項を生かした保育所整備計画の立案と実施
- ・保育所待機児童＝保育所を希望して他の施設・事業の利用になつた子どもの数
  - ・「子ども・子育て支援事業計画」の早急な見直し
    - \*待機児童の把握と認可保育所を中心とした確保体制
  - ・財源として保育士施設整備交付金制度を活用

②入所申請と利用調整

- ・はっきりと希望する保育所を明記すること(第1から〇〇希望まで)
- \*保護者の保育所選択権を確保すること
- ・優先順位を決める指教と調整指教を検討し適切なものに要すること
- ・兄弟が同一保育所で保育を受けることができるようにすること
- ②市町村に向けて
  - ・各種の基準の系列制定にむけてよりよい基調にしていく運動
    - \*職員の配置基準・障害児の保育保障・保育料の市町村負担軽減の継続と強化
    - \*小規模保育事業による保育保額A型を基本＝保育の平等保障
  - ・希望する保育所で保育を受けることができるように、みんなで保育所入所に取り組み
    - \*保育所入所を運動に
    - \*入所手続きの支援が必要＝膨大な書類作成を援助する
  - ・育児休業中の子の保育保障
  - ・市町村の事業計画に認可保育所整備で子育て環境を整えることを求める
    - \*児童福祉法56条の2, 3を活用して保育所整備計画の策定・交付金の対象
  - ・都道府県・市町村の単独補助金を維持させる取り組みが必要
    - \*障害児保育補助金、延長保育補助金、その他の補助金

③保育料に関して

- ・保育料は市町村が徴収
- ・国基準より軽減措置を講じていることから軽減率を維持し、さらに軽減へ
- ・保育料の滞納＝保育所の保育の解除ではない＝解除の権限は市町村
- ・自治体によっては滞納の履歴・滞納の可能性により保育所利用申請を認めない→子どもの保育料とは別問題である
- \*法令に反する
- ④保育料の引き上げを許さない＝保育料外負担の拡大を許さない
  - ・上乗せ徴収の取り扱い

- ・実費徴収の取り扱い＝本率は公定価格に入れるものがある＝徴収費、3歳以上の主食費
  - \*子ども・子育て支援法では実費徴収への援助ができる＝活用

⑤市町村による単独補助の継続と拡大

- ・市町村の単独補助が保育充実につながっている
- ・質の向上のための市町村の補助⇒国の保育基準の改善へ

⑥重要事項説明書の対応

- ・保育所とそれ以外を分ける
  - \*保育所は市町村と保護者の契約＝重要事項説明は市町村が保護者に言うこと
  - ・重要事項における「政治活動を抑制する」文言を削除
  - \*保護者会が保育所を使用して会議をすることも政治活動なの？
  - ・重要事項説明書が契約書として使用されている傾向がある
    - \*契約書と重要事項説明書が同一なのか＝契約の形式をとっていない
- ⑦待機児童と保育士確保対策
  - ・待機児童の推移と要因
    - \*要因・・・都市開発と働く女性の増加
    - \*事業計画と現実のミスマッチ＝事業計画の見直し
  - ・都道府県に保育士確保対策を求め、実行させる
  - ・保育士不足の要因は、労働条件(賃金、労働時間、職員の配置基準など)が基本
  - ・公定価格では保育士確保は困難＝都道府県から国へ労働条件の抜本的な改善を求める

おわりに